

香川大学微細加工ナノテクノロジープラットフォーム利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川大学（以下「本学」という。）が実施する微細加工ナノテクノロジープラットフォーム事業（以下「本事業」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 「研究支援に提供する設備」（以下「研究支援設備」という。）の利用について、高度設備の共用化と共に、産学・学学連携、異分野融合を促進することによって、研究レベルの向上と共同研究によるイノベーションの創出、企業への技術移転の効率化を図ることを目的とする。

(利用日時)

第3条 本学以外の利用者は、原則として、土曜日及び日曜日、国民の祝日、12月29日から翌年1月3日までの日は利用できない。

2 本学以外の利用者の利用時間は、原則として午前9時から午後5時15分までとする。

3 前項の規定にかかわらず、設備管理責任者（香川大学ナノテクノロジープラットフォーム支援室規程第4条第1項第1号に規定する者をいう。以下同じ。）が特に必要と認めたときは、その時間を延長し、または短縮することができる。

4 前項の規定にかかわらず、設備管理責任者が特に必要と認めたときは、臨時に利用されること、または利用を中止させことがある。

(利用者の資格)

第4条 研究支援設備を利用できるものは、次のとおりとする。

- (1) 本学の教職員及び学生
- (2) 学術研究を目的とする機関や本学以外の大学に所属し、研究に従事する者
- (3) 企業等に所属し、研究開発に従事する者
- (4) その他、設備管理責任者が認めた者

(利用形態)

第5条 利用者の利用形態は以下のとおりとする。

- (1) 技術相談
- (2) 技術代行
- (3) 研究支援設備の利用

(利用申請)

第6条 研究支援設備を利用しようとする者は、所定の申請書を設備管理責任者に提出し、その許可を得なければならない。

(利用者の責任)

第7条 利用を許可された者は、研究支援設備の利用に関し、次の各号に掲げる事項を遵守し、適正に利用しなければならない。

- (1) 利用を許可された研究支援設備について、専門技術職員等による十分な教育を受けること
- (2) 利用を許可された研究支援設備、備品等の保全に努めること
- (3) 利用を許可された目的以外に使用しないこと
- (4) 利用を許可された研究支援設備、備品等を他の者に一部または全部を転貸しないこと
- (5) 利用を許可された研究支援設備、備品等に特別の工作をし、または許可無く現状を変更しないこと

(利用許可の取り消し)

第8条 設備管理責任者は研究支援設備の利用に関し、次の各号に掲げる事項に該当する場合、

利用の許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。

- (1) 利用者が、この内規に違反し、又は違反する恐れがあると設備管理責任者が認めるとき
- (2) 利用者が、所定の申請書に虚偽の記載をしたとき
- (3) 本学において、管理上の事由が生じたとき
(報告義務)

第9条 利用者は、設備の利用が終わり次第、設備管理責任者に利用報告書を提出しなければならない。

(利用負担金)

第10条 利用者は、原則として利用負担金を支払うものとする。

- 2 利用負担金は別途定めるものとする。
- 3 利用負担金は、指定の期日までに納付するものとする。
- 4 既納の利用負担金は、返還しない。

(消耗品等)

第11条 研究設備で使用する消耗品及び材料等は、原則として利用者が準備し、費用を負担する。

- 2 本学の研究施設にある消耗品及び材料等を使用した場合は、その実費を負担する。

(損害賠償)

第12条 利用者がその責に帰すべき事由により研究支援設備及び備品を滅失、破損または汚損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(原状回復)

第13条 利用者は、研究支援設備の利用を終えたとき(第8条の規定による利用許可の取り消し、又は利用を中止した場合を含む。)は、直ちに原状を回復して返還しなければならない。ただし、設備管理責任者が特に認めた場合は、この限りでない。

- 2 利用者が原状回復の義務を履行しない場合は、設備管理責任者が利用者の費用負担においてこれを行うことができる。

(研究支援の明記)

第14条 研究支援設備を利用して行った研究の成果を論文等により公表する場合は、本事業による研究支援設備を利用した旨を記載するものとする。

(安全衛生管理)

第15条 研究支援設備を利用する者は、安全衛生管理について、関係する法令、本学諸規程を遵守するとともに、設備管理責任者の指示に従う。

- 2 利用者は、騒音、振動、水質汚濁及び悪臭等の環境問題が発生しないように、予防措置を講ずるものとする。

(知的財産)

第16条 本事業を実施した結果生じた知的財産の帰属、譲渡等については、発明等の状況を勘案したうえで、別途協議して取り扱うものとする。

(秘密保持)

第17条 本事業を実施した結果取得した情報のうち、利用者から秘密の指定を受けた情報については、原則として秘匿事項として取り扱うこととし、利用者の書面による事前の同意を得ることなしに、第三者に開示してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 既に公知の情報であると認められるもの、又は利用者から情報を入手した後、自己の責によらない理由で公知の情報となったもの
- (2) 利用者から情報を入手した時点で、既に保有する情報であるもの
- (3) 利用者から入手した情報によらない、本学が創出又は発見したことにより取得した情報であることが書面にて立証できるもの

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、研究設備の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 6月 22日から施行する。